藤田医科大学医学会
FUJITA MEDICAL SOCIETY

会　　則

（目　的）

第１条　藤田医科大学医学会（以下，本会という）は，医学，保健衛生学並びに関連諸科学の進歩と発展を図ることを目的とする。

（会　員）

第２条　本会は学校法人藤田学園の各学部学校の出身者，教職員学生及び本会の目的に賛同した者で，所定の手続を行った会員により組織する。本会に賛助会員を置くことができる。

（事務局）

第３条　本会の事務局は藤田医科大学図書館内に置く。

（事　業）

第４条　本会は前条の目的を達成するために次の各号の事業を行う。

⑴　毎年１回総会を開く。例会は随時開くことができる。

⑵　藤田医科大学医学会学術大会を定期的に開催する。本大会に発表する者は，本会会員に限る。ただし，本会による招待者はその限りではない。また本学園に在籍する学生は，会員と共同で発表することができる。

⑶　FUJITA MEDICAL JOURNALを刊行する。発刊のためにFUJITA MEDICAL JOURNAL編集委員会を置く。

⑷　藤田医科大学医学会奨励賞・優秀演題賞の選考及び贈呈を行う。選考のために奨励賞・優秀演題賞選考委員会を置く。詳細は本会の理事会で決定する。

（役　員）

第５条　本会に次の各号の役員を置く。

⑴　会　長　　１名
⑵　副会長　　３名
⑶　理　事　　若干名
⑷　監　事　　１名
⑸　評議員　　38名

２．本会に若干名の顧問を置くことができる。

（役員の選出及び任期）

第６条　役員の選出及び任期は次の各号による。

⑴　会長は大学長があたり，副会長は医学部長，医療科学部長及び保健衛生学部長があたる。

⑵　理事及び監事は評議員から選出する。理事及び監事の任期は２年とし，重任を妨げない。

⑶　理事会は，理事のなかから編集担当若干名及び会計担当１名を選出する。

⑷　評議員は，医学部，医療科学部，保健衛生学部，及び研究推進本部から推薦された教授，准教授，専任教員をあてる。評議員の任期は２年とし，重任を妨げない。

⑸　理事会は顧問を任命することができる。

（理事会及び評議員会）

第７条　本会に理事会及び評議員会を置く。

２．理事会は会長が招集し重要な会務を審議する。理事会は会長，副会長，理事及び監事で構成する。

３．評議員会は会長が招集し本会の理事会で討議された事項を審議し採択する。評議員会は会長，副会長及び評議員で構成する。

（経　費）

第８条　本会の経費には，会費，寄附金，その他の収入をあてる。

（会　費）

第９条　本会会員，及び学生会員の会費は年額，金3,000円及び，金1,500円とする。なお、学生会員のうち大学院生及び，学部生の年会費を免除とする。

（会計年度）

第10条　本会の会計年度は毎年４月１日から始まり翌年３月31日に終わる。

（決算報告）

第11条　会計担当理事は毎年収支決算書を作成し，理事会，評議員会の議を経て総会に報告しなければならない。

（会則変更）

第12条　本会の会則は理事会，評議員会の議を経て，総会の決議により変更することができる。

附　　則

１．この会則は，昭和50年10月10日から施行する。
２．この会則は，平成13年10月５日一部改定
３．この会則は，平成16年10月８日一部改定
４．この会則は，平成18年10月６日一部改定
５．この会則は，平成27年10月２日一部改定
６．この会則は，平成30年10月５日一部改定
７．この会則は，2019年10月４日一部改定
８．この会則は，2021年10月８日一部改定
９．この会則は，2022年６月４日一部改定
10．この会則は，2023年10月26日一部改定
11．この会則は，2025年10月23日一部改定
12．この会則は，2026年４月１日一部改定。ただし，改定後の第9条は2027年１月１日以降に適用する。

藤田医科大学医学会役員

会　長	岩田仲生	理　事	杉浦一充（編集）
副会長	廣瀬雄一	〃	長崎弘（会計）
〃	小林茂樹	〃	貝淵弘三
〃	長谷川みどり	監　事	大高洋平